

2020年4月17日

栃木県知事 福田 富一様

立憲民主党栃木県連合
代表 福田昭夫

国民民主党栃木県総支部連合会
代表 斉藤孝明

日本共産党栃木県委員会
委員長 小林年治

社会民主党栃木県連合
代表 松本昭一

新社会党栃木県本部
委員長 柿沼久夫

(各党公印省略)

新型コロナウイルスに関する県への緊急要望

新型コロナウイルスに関する連日のご対応に敬意を表します。

本県においては、政府が4月7日に策定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に位置付けられた「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」や「新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金（仮称）」などを活用して、医療崩壊をおこさないように万全を期しながら、感染症の鎮静化に努められたい。

また、雇用の維持と事業の継続や、県内で課題となっている事項の解決に向けて努力されたい。

本県においても、感染者数が増大傾向にあることから、栃木県内5党で協議し、以下の通り、緊急要望をとりまとめました。

1日も早い感染終息に向けて、ご対応くださいますよう緊急要望いたします。

記

栃木県から国への要望

1. 政府の緊急経済対策の内、特に家計支援策について、まずは生活困窮者等への着実な給付を早期に実行する観点、併せてマクロ的視点からは、給付後早期の消費喚起を促進する効果を見込むべきと考える。すべての国民、中小企業、個人事業主に対し、一律の現金給付、また一回限りの給付金ではなく、必要に応じ弾力的・継続的な給付を強く求めること。

また、中小企業、個人事業主向け給付、家庭向け給付の要件を緩和し、前年同月比または前年9月比の減収とするよう求めること。

2. 住民税や公共料金等の支払い猶予措置については、今後の地方自治体の財政運営に決して支障を来たさないよう、特段の配慮・対策を強く求めること。
3. 学校休業・イベント自粛により、食品・飲食業等では、大きな影響が生じている。こうした状況も踏まえ、中小・小規模事業者（個人事業主・フリーランスを含む）に対し、簡潔・迅速な手法によって経済的な減収に応じ、融資ではなく給付を基本にした施策・制度の拡充が図られるよう、強く求めること。
4. 自粛と補償を一体に損失補償を行うよう要請すること。補償は期間を区切り、売上の8割以上を目安に補償を行うことができるよう強く求めること。
5. 家庭向け給付について、政府は国民一人あたり一律10万円給付に方針を変更したが、早急に補正予算を成立させ速やかに給付するよう促すこと。併せて、給付現場での混乱や不当な給付申請がおきないようにマニュアルの徹底等、適切な対応を求めること。
6. 中小企業への無担保・無利子の融資枠を20兆円まで引き上げ、雇用調整助成金の補助率を10分の10に引き上げること。
7. リーマン・ショック以上の経済危機が生じており、あらゆる対策が必要となっていることから、消費税の減税と富裕層の累進課税率強化、大企業の法人税率引き上げ等、抜本的な見直しを求めること。
8. 抗体検査を早期に導入するよう求めること。
9. 外国人実習生に対する入国制限や契約打ち切り等への対策。また在留外国人への情報発信の強化を求めること。

事業支援

1. 生活や経済活動に支障が生じた住民や企業の多様な相談事案に対処するため、相談対応に留まらずワンストップで各種支援施策・制度の申請手続きが迅速かつ円滑に行えるよう、全庁を挙げて部局横断的に取り組むこと。また県と市町の間においても、相互連携の緊密化を図るために、さらに相談窓口の拡充が図れるよう、全県的な取組を推進すること。
2. 労働機会・雇用確保の観点から、県内事業者に対して、事業規模の大小に関わらず、国の救済・支援措置の活用を徹底するよう、改めて指導的に情報提供を強化すること。
3. 地場産業、特産品、観光資源等を活用したイベントの自粛に伴う補償を国に要請するとともに、県としても独自の助成をすること。また、中小企業向けの緊急融資については、栃木県が行っている融資制度が積極的に活用されるよう周知を図ること。
4. 自粛による倒産・廃業をさせないために、中小・小規模事業者の家賃、光熱水費、リース代等の固定費などへの直接助成をはじめ、県税、社会保険料、法人税、さらには固定資産税の減免および繰り延べを行うとともに、事業を維持するのに最低必要な支出について、補助金・給付金として支給すること。
5. 金融機関や信用保証協会等に対する積極的な新規融資、返済猶予等の条件変更等、資金繰りの円滑化に向けた柔軟な対応の周知徹底を図ること。
6. 事業者等の資金繰り支援のための無利子・無担保融資の拡大・拡充、地域金融

円滑化法復活による償還免除等の大胆な措置を国に強く求めるとともに、県としても同趣旨の独自施策を創設すること。

7. 派遣社員など非正規労働者や観光・飲食業等の従業員など、倒産、解雇により職と住居を一緒に失う事態が起こりうることから、市町と連携してワンストップの相談窓口を設置し、住居を確保し、各種の補償や支援が受けられるようにすること。
8. 県独自に、雇用調整助成金では不足する部分にあたる部分（1／10）の補助を実行し、正規・非正規・派遣を問わずコロナ問題による解雇を防止すること。
また、一時休業に対しても個別補償を実施すること。

情報周知の徹底・広報発信

1. 感染者発生・確認情報や、特に学校再開等について、県の対応方針やその根拠説明の迅速化と周知徹底を図るためにも、文字だけに偏重し過ぎず、より視覚的に訴えるような、全ての県民に分かりやすい広報を心掛けること。県民の高まる不安を払拭し、不要な混乱を招かないよう、知事や県幹部のメッセージ動画等を配信することにより、県のリーダーシップと市町との緊密な連携に基づく取組や対応についての正確な情報発信を、適切かつ丁寧に行うこと。
2. 今般の感染症対策における施策・制度は非常に広範囲な分野にわたり、あるいは跨り、かつ住民にとっては極めて複雑なものと思われることから、その政策効果発現の迅速化を図るためには、説明のための資料等について常にビジュアル化を意識し、理解促進を深められるよう努めること。またビジュアル化された広報は、何よりも住民の安全・安心を確保するための極めて重要なツールであることから、市町と緊密に連携し、一層の工夫を加えた情報発信を図ること。
3. 県民だよりやWEB・SNS・チラシ等、あらゆる広報媒体を駆使し、感染症対策や国が行う給付金の支給に関わる情報発信の頻度を一層高め、住民の不安を払拭し、各種施策・制度への理解を深めるよう努めること。
4. 不正確な情報拡散の防止・抑制を図り、正確な情報を絶えず住民に周知するためにも、首長からの定期的・定時的で、丁寧な情報発信に努めること。
5. 住民の購買及び消費行動については、冷静かつ必要最小限を心掛け、普段通りの行動を行うよう、周知・呼び掛けを徹底すること。
6. 栃木県内の外国人住民は約42,000人と過去最高となっている。このことから、外国人向けの情報発信については、さらなる強化・充実を図ること。特に栃木県WEBサイトの言語機能システムについて、正確性の向上に努めるとともに、コロナウイルス関連情報の表記には「COVID-19」と明確な併記を必須とすること。

医療・介護

1. 新型コロナウイルス感染者受け入れに際し、医療従事者が過酷な環境の中で、長期にわたる医療行為に専念していることを踏まえ、国の交付金を活用し、「(仮称)新型コロナウイルス医療従事者特別手当」を創設し、医療従事者本人に対し、簡潔・迅速な支給ができるよう体制を整え、間違っても医療崩壊を起こさないこと。また、心身のケア対策を国に対し強く求めること。
2. 特別養護老人ホーム等高齢者入所施設の感染防止対策としてマスク、消毒薬に

- 加え、使い捨て手袋を給付すること。また利用者や職員に感染者が出た場合、入所者を守る体制を維持するための応援体制、協力体制など人員確保を支援すること。
3. 本県では使用可能な人口呼吸器は111台とのことで、ピーク時には不足すると指摘される。重症者の集中治療室の病床と人員を確保すること。そのための財政措置を国に求めること。
 4. 軽症者の隔離施設の確保を更に早急に行うこと。感染者の治療にあたる協力病院の病床をピーク時の試算に応じて確保するとともに、休館しているホテル・旅館等の既存の建物等も含め、軽症者の療養施設の借り上げ等の準備を早急に行うこと。さらには、症状に応じた治療の優先順位を明確化した体制を整えること。
 5. PCR検査を積極的に行える体制を地域で強化すること。PCR検査の実施数は4月14日現在で1,154件とのことで、いまだ限定的な状況といえる。医師が必要だと判断したら、帰国者・接触者相談センターを介さずともすみやかにPCR検査を受けられるよう、ドライブスルー方式等も含め強化すること。また行政検査は1日152人分の検査を可能とするとのことだが、緊急事態宣言が発令された首都圏に隣接していることや人口の密集度を考慮すれば、宇都宮市をはじめ、県南・安足地域等の検査機器と人員をさらに増やしたうえで、検査所を開設し体制の強化を図ること。
 6. 自宅隔離の場合の、同居者への感染防止策、生活必需品の供給、医療的ケア、さらには隔離者の生活補償について対策を講じること。

教育

1. 政府による緊急事態宣言発令を受け、過日、県立学校の休校措置が延長された。今回の決定は、宣言発令の影響が大きかったものと思われるが、余りにも急展開過ぎる感が否めない。よって今後は、教育現場の実態を常に正確に把握しながら、生徒・保護者から寄せられる意見・要望も十分に反映し、さらに感染状況・見通しも踏まえ、以後の学校再開・休校期間の再延長等については、慎重に検討を行うこと。同時に、決定のタイミングを少しでも早められるよう、最大限努めること。また、公立小中学校および私学についても、県に準じた措置が行われるよう、より緊密な連携、正確な情報提供・共有の強化を図ること。
2. 学校の休業による学童保育所の負担を軽減するため、運営費、人件費を増額するとともに必要な人員を配置するため市町と連携して取り組むこと。
3. 県が行っている奨学金制度利用者について、返還の猶予を認めること。また一部については、奨学金の減免を行うこと。
4. 県立学校の休校・開校の判断は、法律に基づき学校及び県教育委員会が責任をもって実施すること。開校の判断を行う際には、スクールバスが満員となっていた状況の改善なども含め、生徒たちの安全を十分に考慮すること。
5. 小中高校の休校措置による子供の学力低下が懸念される。習熟度に応じたきめの細かい教育にマンパワーの積極的活用を行うこと。

その他

1. マスクの増産体制や早期調達を改めて国に強く求めるとともに、流通ルートに

出回らない状況が長く続いているため、少なくとも流通の見通し・計画等を明確に示すこと。

2. 妊婦は罹患の可能性がある高リスクの対象者だという位置付けを認識し、妊婦の安全と健康を守る、そしてお腹の子どもの命・健康を守るという観点から、妊婦の働き方対策や感染リスクの周知徹底、マスクの優先配布など特段の配慮を講じること。
3. 労働者が時差出勤やテレワークを行うにあたり、県内外ともに地域間格差が生じないように必要な対策・支援策を講じること。
4. 本県への緊急事態宣言発令をうけて、知事の権限や行使について、具体的なシミュレーションを行う等、不要な混乱を来たさないよう指示・指揮系統を明確にし、市町との緊密な連携を図ること。

以上